

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 渡切り交際費を給与にしない方法

Q：当社は、役員が営業の第一線に立って活動しているため、事前に活動資金をその役員に渡しています。この活動資金を、給与ではなく交際費として処理するにはどうすればよいでしょうか。

A：いわゆる「渡切り交際費」は、その役に対する給与として取り扱われます。

交際費として処理するためには、精算を行い、支出の事実及びその支出が法人の業務に関連する費用であることを明らかにする必要があります。

#### 【解説】

役員等に機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で金銭を支給した場合において、それが法人の業務のために使用された場合は、その精算が行われた段階でその費途に応じた会計処理を行うこととなりますが、法人の業務に関係のある交際、接待のために使用された部分の金額は交際費等とされます。

しかし、支給したままで精算が行われなかったため法人の業務のために使用されたことが明らかでない金額又は精算はされたが法人の業務に関係がないと認められる金額がある場合には、それらの金額は支給を受けた者が任意に処分することができるもの又は任意に処分したものですから、給与を支給したものとして取り扱われ、交際費等には該当しません。

